

ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議

去る2月24日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシア軍はウクライナへの侵略を開始した。

この侵略は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる明白な国際法違反であるとともに、国連憲章の重大な違反であり、本議会はこれを厳しく非難する。

力による一方的な現状変更は、国際秩序の根幹を脅かす行為であり、断じて認められるものではなく、ロシアは、ウクライナに対する攻撃を即刻停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。

また、我が国は残忍な核攻撃を受けた唯一の被爆国であり、「垂井町非核平和都市宣言」を決議している本議会としても、プーチン大統領の核兵器の使用を示唆する発言を断固として許すわけにはいかない。

国においては、在留邦人の安全確保に努めるとともに、国民生活への影響対策について万全を尽くすことを要請する。

併せて、核兵器の使用禁止を対外的に強く訴えるとともに、国際社会と連携し、世界の恒久平和の実現と国際秩序の維持に向け、全力を尽くすことを要請する。

以上、決議する。

令和4年3月8日

岐 阜 県 垂 井 町 議 会